

太

平

記

上

昭和四年八月十日 印刷
昭和四年八月十三日 發行

有朋堂文庫
太平記上卷
(非賣品)

編輯者

塚本哲三

東京府下大久保町西大久保二百三十六番地

印刷者兼
發行者

三浦捷一

東京市神田區錦町一丁目十九番地

印刷所

有朋堂印刷所

東京市神田區錦町一丁目十九番地

發行所

有朋堂書店

不許複製

緒言

太平記四十卷は、花園天皇文保二年より、後村上天皇正平二十二年まで、凡そ五十年間に於ける戰亂の狀を記したるものなり。作者は詳かならず、或は云ふ小島法師とて兒島高德が遁世後のすさびなるべしと。なほ考ふべきなり。

本書の世人に愛讀せられしことは平家物語、源平盛衰記にもまさり、戰國時代には陣中にすら手にせられ、江戸時代にありては太平記讀と稱して公衆の前にて誦讀するを業とするものさへありき。されば異本の多き、十數種に餘れり。註釋書の類亦少からず。

今こゝに本書を出版するに當りては、古版中比較的善本とも見るべき元

和の片假名本を原とせり。されどもなほ、語句の疑はしき、文字の妥當を缺きたりと思はるゝ所なきにあらねば、異本數種を参照して之を校訂し、且平假名に改め、振假名を補ひ、假名遣を正し、句讀點を一定して讀者の便を圖れり。文字の顛倒、送假名、充字、借字等は、何れかの異本に據れるものの外、私意を以て改竄したるはあらず。

明治四十三年九月

校訂者 永井一孝

太平記目錄

卷第一

後醍醐天皇御治世事	附武家繁昌事	一
關所停止事		四
立后事	附三位殿御局事	五
諸王御事		七
中宮御產御祈事	附俊基偽寵居事	八
無禮講事	附玄慧文談事	一〇
賴員回忠事		一三
資朝俊基關東下向事	附御告文事	一九

卷第二

南都北嶺行幸事		二三
僧徒六波羅召捕事	附爲明詠歌事	二五
三人僧徒關東下向事		二七
俊基朝臣再關東下向事		三二
長崎新左衛門尉意見事	附阿新殿事	三五

卷第三

俊基被誅事并助光事		四四
天下怪異事		四七
師賢登山事	附唐崎濱合戰事	五一
持明院殿御幸六波羅事		五六
主上臨幸依非實事	山門變議事	五六
附紀信事		五六

卷第四

主上御夢事	附桶事	六一
笠置軍事	附陶山小見山夜討事	六三
主上御沒落笠置事		七四
赤坂城軍事		七九
櫻山自害事		八五

笠置囚人死罪流刑事	附藤房卿事	八七
八歲宮御歌事		九四
一宮并妙法院二品親王御事		九五
俊明極參內事		九八
中宮御歎事		九九

卷第五

先帝遷幸事	一〇〇
備後三郎高德事 附吳越軍事	一〇一
持明院殿御即位事	一一一
宜房卿二君奉公事	一一一
中堂新常燈消事	一二三
相摸入道弄田樂并園犬事	一二四
時政參籠江島事	一二七
大塔宮熊野落事	一二八

卷第六

民部卿三位局御夢想事	一四三
楠出三張天王寺事 附隅田高橋并	一四三
宇都宮事	一四五
正成天王寺未來記披見事	一五四
赤松入道圓心賜大塔宮令旨事	一五六
關東大勢上洛事	一五七
赤坂合戰事 附人見本間拔懸事	一六〇

卷第七

卷第八

吉野城軍事	一六九
千劍破城軍事	一七五
新田義貞賜綸旨事	一八三
赤松峰起事	一八六
河野謀叛事	一八七
先帝船上臨幸事	一八七
船上合戰事	一九四

摩耶合戰事 附酒部瀬河合戰事	一九九
----------------	-----

三月十二日合戰事	二〇三
----------	-----

持明院殿行幸六波羅事	二〇七
------------	-----

禁裏仙洞御修法事 附山崎合戰事	二一二
-----------------	-----

山徒寄三京都事	二二五
---------	-----

四月三日合戰事 附妻鹿孫三郎勇力事	二二九
-------------------	-----

主上自令修金輪法給事	二三六
------------	-----

附千種殿京合戰事	二三六
----------	-----

谷堂炎上事	二三二
-------	-----

卷第九

足利殿御上洛事	二三五
---------	-----

卷第十

山崎政事 附久我礪合戰事	二三八
足利殿打越大江山事	二四二
足利殿著御篠村則國人馳參事	二四四
高氏被籠願書於篠村八幡宮事	二四八
六波羅政事	二五〇
主上上皇御沈落事	二五六
越後守仲時已下自害事	二六四
主上上皇爲五宮被囚給事附資名	二七〇
卿出家事	二七〇
千鈞破城寄手敗北事	二七一
千壽王殿被落大藏谷事	二七三
新田義貞謀叛事 附大狗催越後勢事	二七四
三浦大多和合戰意見事	二八一
鎌倉合戰事	二八五
赤橋相摸守自害事 附本間自害事	二八七
稻村崎成干瀉事	二八九
鎌倉兵火事 附長崎父子武勇事	二九二
大佛貞直并金澤貞將討死事	二九五

卷第十一

信忍自害事	二九七
鹽田父子自害事	二九八
鹽飽入道自害事	二九九
安東入道自害事 附漢王陵事	三〇〇
龜壽殿令落信濃事 附左近大夫	三〇三
僞落奥州事	三〇三
長崎次郎高重最期合戰事	三〇七
高時并一門以下於東勝寺自害事	三一二
五大院右衛門宗繁驟相摸太郎事	三一五
諸將被進早馬於船上事	三一八
書寫山行幸事 附新田註進事	三二〇
正成參兵庫事 附還幸事	三二二
筑紫合戰事	三二四
長門探顯降參事	三二九
越前牛原地頭自害事	三三一
越中守護自害事 附怨靈事	三三三
金剛山寄手等被誅事 附佐介貞俊事	三三六

卷第十二

卷第十三

公家一統政道事	三三八
大内裏造營事 附聖廟御事	三三八
安鎮國家法事 附諸大將恩賞事	三六一
千種殿并文觀僧正奢侈事 附解脫上人	三六三
廣有射怪鳥事	三六八
神泉苑事	三七〇
兵部卿親王流刑事 附驪姬事	三七五
龍馬進奏事	三八三
藤房卿遁世事	三八九
北山殿謀叛事	三九三
中前代峰起事	四〇三
兵部卿宮覺御事 附干將莫耶事	四〇五
足利殿東國下向事 附時行滅亡事	四一〇

卷第十四

新田足利確執奏狀事	四一七
節度使下向事	四二三

卷第十五

矢矧鷲坂手越河原鬪事	四二八
箱根竹下合戰事	四三四
官軍引退箱根事	四四一
諸國朝敵起事	四四六
將軍御進發大渡山崎等合戰事	四五〇
主上都落事 附勅使河原自害事	四六〇
長年歸洛事 附内裏炎上事	四六一
將軍入洛事 附親光討死事	四六三
坂本御皇居并御願書事	四六四
園城寺戒壇事	四六七
奥州勢著坂本事	四七二
三井寺合戰并當寺撞鐘事 附倭藤太事	四七三
建武二年正月十六日合戰事	四八一
正月二十七日合戰事	四八八
將軍都落事 附藥師丸歸京事	四九三
大樹攝津國豐島河原合戰事	四九六
主上自山門還幸事	四九九
賀茂神主改補事	五〇〇

卷 第十六

將軍筑紫御開事	五〇五
小貳與三菊池合戰事 附宗應藏主事	五〇六
多多良濱合戰事 附高駿河守引例事	五〇八
西國峰起官軍進發事	五一三
新田左中將被攻赤松事	五一五
兒島三郡熊山舉旗事 附船坂合戰事	五一七
將軍自筑紫御上洛事 附瑞夢事	五二二
備中福山合戰事	五二五
新田殿破引兵庫事	五三一
正成下向兵庫事	五三一
兵庫海陸寄手事	五三六
本間孫四郎遠矢事	五三七
經島合戰事	五四〇
正成兄弟討死事	五四一
新田殿湊川合戰事	五四四
小山田太郎高家刈青麥事	五四七
聖土又臨幸山門事	五四八
持明院本院潛幸東寺事	五五〇
日本朝敵事	五五一

卷 第十七

正成首送故郷事	五五五
山門攻事 附日吉神託事	五五七
京都兩度軍事	五七三
山門牒送南都事	五七六
隆資卿自八幡被寄事	五八三
義貞軍事 附長年討死事	五八六
江州軍事	五九〇
自山門還幸事	五九三
立儲君被著于義貞事 附鬼切被	五九六
進日吉事	五九八
義貞北國落事	六〇〇
還幸供奉人々被禁殺事	六〇二
北國下向勢凍死事	六〇三
瓜生判官心替事 附義鑑房藏義治事	六〇八
十六騎勢入金崎事	六一一
金崎船遊事 附白魚入船事	六一二
金崎城攻事 附野中八郎事	六一二

卷 第十八

先帝潛幸吉野事	六二七
高野與根來不和事	六二〇
瓜生舉旗事	六二二
越前府軍附金崎後攻事	六二六
瓜生判官老母事 附親嬰忤日事	六二九
金崎城落事	六三三
春宮還御事 附一宮御息所事	六三八
比叡山開闢事	六九八

卷 第十九

光嚴院殿重祚御事	六六七
本朝將軍補任兄弟無其例事	六六七
新田義貞落威前府城事	六六九
金崎東宮并將軍宮御隱事	六七四
諸國宮方蜂起事	六七六
相摸次郎時行勅免事	六七七
奧州國司顯家卿上洛并新田德壽丸上洛事	六七九
追與勢跡道々合戰事	六八二
青野原軍事 附囊沙背水事	六八五

卷 第二十

黑丸城初度軍事 附足羽度々軍事	六九七
越勢越越前事	六九八
宸筆勅書被下於義貞事	六九九
義貞牒山門同返牒事	七〇一
八幡炎上事	七〇五
義貞重黑丸合戰事 附平泉寺調伏法事	七〇八
義貞夢想事 附諸葛孔明事	七〇九
義貞馬喝強事	七一四
義貞自害事	七二五
義助重集敗軍事	七二九
義貞首懸獄門事 附勾當內侍事	七二〇
奧州下向勢逢難風事	七二五
結城入道墮地獄事	七二八

太平記

卷第一

○後醍醐天皇御治世事 附武家繁昌事

艦觸—起源

爰に本朝人皇の始、神武天皇より九十五代の帝、後醍醐天皇の御宇に當り、武臣相摸守
たひらのたかさき いふちの このときかみそひきみのとくに しもうしなふしのれいそ よりこれ かいはき 全だれ にも いまだ
平島時と云者あり。此時上乖君之徳、下失臣之禮。從此四海大に亂て、一日も未
やすからずらんえんがすめてんを けいはうごかすごころを いたるまでいまに
レ女 狼 駭 天 鯨 波 動 地、 至 今 四 十 餘 年。 一 人 而 不 得 富 春 秋。 萬 民 無 所
あつくしゆそくを つうくたづねればそのらんじやうを あらず、わがはひてう さきの ゆゑに けんりくねんごう うだいしやうよりざら
措手足。 倩 尋 其 艦 觸 者、 匪 營 禍 一 朝 一 夕 之 故。 元 暦 年 中 に 鎌 倉 の 右 大 將 賴 朝
卿、 追 討 平 家 而 有 其 功 之 時、 後 白 河 院 宸 感 之 餘 に、 被 補 三 六 十 六 箇 國 之 總 追 捕 使。
よりこれぶげはじのしよこく しゆご たて しやうえんごたう おく かのもりども ちやうなんさゑちんのかみりいへ じなんう だい
從 是 武 家 始 諸 國 に 守 護 を 立、 庄 園 に 地 頭 を 置。 彼 賴 朝 の 長 男 左 衛 門 督 賴 家、 次 男 右 大
じんきねごころ がつす だいしやうぐんざしか よりいへきやう ためにさねごもの
臣 實 朝 公、 相 續 て 皆 征 夷 將 軍 の 武 將 に 備 へ る。 是 を 號 三 代 將 軍。 然 る を 賴 家 卿 は 偽 實 朝

八荒一八方、
天下といふ
が如し
四品一四位
に同じ

討れ、實朝は頼家の子爲三惡禪師公曉討れて、父子三代僅に四十二年而盡ぬ。其後頼朝卿の舅、遠江守平時政子息、前陸奥守義時、自然に執天下權柄、勢漸欲覆四海。此時の太上天皇は、後鳥羽院也。武威振下、朝憲廢上事を歎思召て、義時を亡さんとしへ給しに、承久の亂出來て、天下暫も靜ならず。遂に旌旗日を掠て、宇治勢多にして相戰ふ。其戰未レ終ニ一日、官軍忽に敗北せしかば、後鳥羽院は、隱岐國へ遷されさ給て、義時彌八荒を掌に握る。其より後武藏守泰時、修理亮時氏、武藏守經時、相摸守時頼、左馬權頭時宗、相摸守貞時、相續て七代、政武家より出て、德窮民を撫するに足り、威萬人の上に被るといへ共、位四品の際を不レ越謙に居て仁恩を施し、己を責て禮義を止す。是を以て高しと云とも危からず、盈りと云とも溢れず。承久より以來、儲王攝家の間に、理世安民の器に相當の給へる貴族を一人鎌倉へ申下奉て、征夷將軍と仰で、武臣皆拜趨の禮を事とす。同三年に、如て洛中に兩人の一族を居て、兩六波羅と號して、西國の沙汰をとり行せ、京都の警衛に備らる。又永仁元年より、鎮西に一人の探題を下し、九州の成敗を司しめ、異賊襲來の守を堅す。されば一天下、普彼下知に不隨と云處もなく、四海の外も、均其權勢に服せずと云者は無

領家―庄園
を預り司れ
る役人

三綱―君臣
父子夫婦の
道
五常―仁義

りけり。朝陽てうやうざれ不犯をがきども、殘星ざんせい光ひかりを奪うばるゝ習ならなれば、必しも、武家ぶけより公家くけを蔑ないがしし奉たてまつる
としもは無れども、所ところには地頭ぢとう強つようして、領家りやうけは弱よわく、國くにには守護しゆご重おもして、國司こくしは輕かろし。此故このゆゑ
に朝廷てうていは年々としごとに衰おさへ、武家ぶけは日々に盛也きかんなり。因よつて玆これに代々だいにの聖王せいしゆ、遠とほくは承久しやうきうの宸襟しんきんを休やすめ
んが爲ため、近ちかくは朝儀てうぎの陵りやうはい廢なけを歎おほし召めして、東夷とういを亡ほろさばやと、常つねに叡慮えいりよを運めぐされしかど
も、或あるひは勢微せいびにして不ず叶かなひ、或あるひは時未ときまだいたらず、默止もくし給たまひける處ところに、時政ときまさ九代だの後胤こういん、前
相さき摸守もくしう平高へいかう時入ときい道崇どうそう鑒かんが代よに至いたつて、天地てんち命めいを革あらたむべき危機きき此こに顯あらはれたり。倩つらく古いにしへ
引ひて今いまを視みるに、行跡かうせき甚なほ輕かろくして人の嘲あざけりを不ず顧かへりみ、政道せいだう不ず正ただして民たみの弊つひえを不ず思おもは、唯日たんにち
夜やに逸遊いついうを事こととして、前烈ぜんれつを地下ちかに羞はづかめ、朝暮てうばに奇物きものを翫もてあそんで、傾廢けいはいを生前しやうぜんに致いたさん
とす。衛ゑいの懿公いこうが鶴つるを乗のせし樂たのしみ早盡はやつき、秦しんの李斯りしが犬いぬを牽ひき恨今うらみに來きたんとす。見る
人眉ひとまゆを顰ひそめ、聽ひく人唇くちびるを翻ひらがへ、此時このときの帝みかど後醍醐ごていご天皇てんわうと申まうせしは、後宇多ごうた院のんの第二だいの皇
子じ、談天門だつてんもん院のんの御腹おんはらにて御座おはせしを、相摸守さきもりが計はかりとして、御年おんとし三十一さんじゅういちの時とき、御位おんゐに即奉つきたてまつ
る。御在位ございゐの間のあひだ、内うちには三綱さんかう五常じやうぎの儀ぎを正ただして、周公しうこう孔子こうしの道みちに從したがひ、外ほかには萬機ばんき百司ひやくし
の政まつりごと不おこ怠給たへ、延喜えんぎ天曆てんりやくの跡あとを追おはしかば、四海かいかう風ふうを望のぞみ悦よろこび、萬民ばんみん德とくに歸きして樂たのしむ。
凡諸道おほそしやうだうの廢すたれたるを興おこし、一事じの善ぜんをも被られ賞しょうしかば、寺社じしや神律ぜんりつの繁昌はんじやう、爰こゝに時ときを得え、顯密けんみつ

禮智信
顯密一顯は
天台宗、密
は眞言宗

大津葛葉一
大津は近
江、葛葉は
攝津
旬服一畿内
といふが如
し
朝餉の供
御一朝の御
食膳
九平の蓄一
禮記云國
無九年之

儒道の碩才も、皆望を達せり。誠に天に受たる聖主、地に奉ぜる明君也と、其德を稱し、其化に誇らぬ者は無りけり。

○關所停止の事

夫四境七道の關所は、國の大禁を知しめ、時の非常を誠めんが爲也。然に今壑斷の利に依て、商賈往來の弊、年貢運送の煩ありとて、大津葛葉の外は、悉く所々の新關を止る。又元亨元年の夏、大旱地を枯て、旬服の外百里の間、空く赤土のみ有て、青苗無し。餓季野に滿て、飢人地に倒る。此年錢三百を以て、粟一斗を買。君遙に天下の飢饉を聞召て、朕不德あらば、天予一人を罪すべし。黎民何の咎有てか、此災に遭ると、白帝德の天に背ける事を嘆き思召て、朝餉の供御を止られて、飢人窮民の施行に引れるこそ難有けれ。是も猶萬民の飢を助くべきに非ずとて、檢非違使の別當に仰て、當時富裕の輩が、利倍の爲に蓄積る米穀を點檢して、二條町に假屋を建られ、檢使自斷て、直を定て賣せらる。されば商賈共に利を得て、人皆九年の蓄有が如し。訴訟の人出來の時、若下情上に達せざる事もやあらんとて、記錄所へ出御成て、直に訴を

舊日不足

聞召明め、理非を決斷せられしかば、虞芮の訴忽に停て、刑鞭も朽はて、諫鼓も
撃人無りけり。誠に理世安民の政、若機巧に附て是を見れば、命世亞聖の才とも稱しつ
べし。惟恨らくは、齊桓霸を行、楚人弓を遺しに、歡慮少き似たる事を。是則所以
草創雖并一天守文不越三載也。

○立后事附三位殿御局事

文保二年八月三日、後西園寺太政大臣實兼公の御女、后妃の位に備て、弘徽殿に入せ
給ふ。此家に女御を立られたる事已に五代、是も承久以後、相摸守代々西園寺の家を
尊崇せしかば、一家の繁昌、怡天下の耳目を驚せり。君も關東の聞え可し然と思召
て、取分立后の御沙汰も有けるにや。御齡已に二八にして、金鶏障の下に册れて、玉
樓殿の内に入給へば、天桃の春を傷る粧、垂柳の風を含る御形、毛嬙西施も面を恥
絳樹青琴も鏡を掩ふ程なれば、君の御覺も定て類あらじと覺えしに、君恩葉よりも薄か
りしかば、一生空く玉顔に近かせ給はず。深宮の中に向て、春の日の暮難き事を歎き、
秋の夜の長恨に沈ませ給ふ。金屋に人無して、耿耿たる殘燈の壁に背ける影、薰籠

毛嬙、西施、
絳樹、青琴、
支那の美人
の名
耿耿たる殘
燈、白氏の

上陽白髮人
に耿々殘燈
背壁影、蕭
々暗雨打窓
聲とあり

准后—太皇
太后、皇太
后、皇后に
准じたる待
遇をせらる
るもの一稱

に香消て、蕭々たる暗雨の窓を打聲、物毎に皆御泪を添る媒と成れり。人生勿作婦人身百年苦樂因他人一と白樂天が書たりしも、理也と覺たり。其比安野中將公廉の女に、三位殿の局と申ける女房、中宮の御方に候はれけるを、君一度御覽せられて、他に異なる御覺あり。三千の寵愛一身に在しかば、六宮の粉黛は、顔色無が如也。都て三夫人九嬪二十七世婦、八十一女御、暨後宮の美人、樂府の妓女と云へども、天子顧眄の御心を附られず。晉に殊艷尤態の獨能是を致のみに非ず、蓋し善巧便佞旨に先て、奇を爭しかば、花の下の春の遊、月の前の秋の宴、駕すれば輦を共にし、幸すれば席を專にし給ふ。是より君王朝政をし給はず。忽に准後の宣旨を下されしかば、人皆皇后元妃の思をなせり。驚見る光彩の始て門戸に生ることを。此時天下の人、男を生ま事を轉じて、女を生む事を重せり。されば御前の評定、雜訴の御沙汰までも准後の御口入とだに云てければ、上卿も忠なきに賞を與、奉行も理有を非とせり。關雎は樂而不淫、哀而不傷。詩人採て后妃の徳とす。奈何かせん、傾城傾國の亂今に有ぬと覺て、淺増かりし事共也。